

令和7年度 国際共同研究加速グラント 公募要領

令和7年4月24日
新潟大学研究統括機構

1. 趣旨

研究統括機構では、本学の学術研究における国際連携の進展を図ることを目的として、本学研究者の海外渡航もしくは、海外からの共同研究者の招聘を含む国際共同研究の実施を支援する「国際共同研究加速グラント」を実施します。本事業は、「新潟大学将来ビジョン2030・研究ビジョン」(*1)に対応するもので、これにより、国際共著論文の発表や外部資金獲得の基盤形成に資するとともに、国際研究ネットワークの形成・拡大を推進します。

*1「新潟大学将来ビジョン2030」:<https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/vision/vision2030/>

2. 対象

- ・ 海外の研究機関との共同研究を通して、国際研究ネットワークの形成・拡大と国際的に活躍できる研究者の育成を目指す研究計画
- ・ 本学の研究者が一人または複数人で海外に出向き実施する研究計画、もしくは、海外から研究者を一人または複数人招聘し実施する研究計画
- ・ これまで、本事業に研究代表者として採択されていない方を代表とする研究計画（但し、採択されるも不実施だった場合は対象となります）

3. 研究実施体制の要件

- ・ 国際共同研究の基盤形成と更なる強化に資する観点から、研究代表者もしくは研究分担者のいずれかに若手研究者(*2) 1名以上の参画が必要です。
- ・ 参画する研究代表者、研究分担者、研究協力者の要件は下の表の通りです。

研究代表者	研究分担者*3 (配置する場合)	研究協力者*3 (配置する場合)
本学の専任教員（特任を除く教授、准教授、講師、助教の職位の者）	本学の常勤研究者（特任も含む）、または本学の学生*4	研究計画実施のために協力を要する者（他研究機関・企業等からも参画可）

*2 若手研究者：本事業では、令和7年4月1日現在で45歳以下の研究者とします。（産前・産後休暇、育児休業等で研究を中断した期間を考慮しますので、申請書1ページ目の「ライフイベントとして考慮すべき年数」に中断した年数を記載してください。）

*3 研究分担者は、本事業経費を使用できますが、研究協力者は使用できません。

*4 大学院生だけでなく学部学生も研究分担者とすることができます。ただし、指導教員（研究代表者）が研究計画実施のために適任であると判断した場合に限ります。学部学生を出張させる場合

は、新潟大学会計ハンドブック p25 を参照し、現地での安全確保に努めてください。
https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/01/k_handbook.pdf

4. 助成期間

採択結果通知後から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 支援金額等

- ・ 支援金額：1 件あたり原則 100 万円
- ・ 採択件数：2 件程度

6. 公募スケジュール

- ・ 公募期間：令和 7 年 4 月 24 日～5 月 26 日 正午
- ・ 審査時期：令和 7 年 5 月下旬～6 月上旬（予定）
- ・ 結果通知：令和 7 年 6 月下旬（予定）

7. 申請方法

所定の申請書の電子媒体（PDF 形式）を申請フォームから提出してください。

ファイル名	・ 申請書(PDF 形式)：国際加速申請書_研究代表者名 ※申請書（Word 形式）は、提出の際に PDF 形式に変換して提出してください。
申請書提出方法	下記の申請フォームのリンクから、必要事項を記載の上、申請書を提出してください。ただし、提出には新潟大学が発行する Microsoft365 アカウントが必要(*5)です。 フォーム URL： https://forms.office.com/r/xys2rdkpHw
提出期限	令和 7 年 5 月 26 日 正午 まで

*5 Microsoft365 のアカウントは、本学教職員に発行される “~@niigata-u.ac.jp” のアカウントです。
ご不明な点は情報基盤センターにお問合せください。
情報基盤センターお問合せ URL：<https://www.cais.niigata-u.ac.jp/faq/#inquiry>

8. 審査について

- ① 審査は、研究統括機構 研究推進企画会議において、提出書類に基づき、下記審査の観点から総合的に行います。
- ② 審査に関する問合せには応じません。
- ③ 過去に JSPS や JST など政府系の国際共同研究事業に採択されたことのない研究代表者の研究計画を優先的に採択します。
- ④ 本事業に前年度採択されたものの不実施で、今年度に再度申請した場合は、審査においてその事情を考慮する場合があります。

[審査の観点]

- ・ 申請内容が本事業の趣旨と合致しているか
- ・ 研究代表者と申請書の内容は、本事業の支援対象として適当か
- ・ 国際共同研究として学術的重要性・妥当性はあるか
- ・ 研究計画は妥当であるか
- ・ 若手研究者育成の観点を有しているか
- ・ 本事業実施後の外部資金申請計画が妥当であるか
- ・ 十分な研究遂行能力及び適切な研究環境を有しているか
- ・ 交流状況や国際共同研究の準備は十分か

9. 採択後の義務等

- ・ 本事業終了後に実施報告書（所定様式）を提出していただきます。
- ・ 研究統括機構が実施するイベントや広報に協力していただくことがあります。
- ・ 採択課題については、研究統括機構 HP 等にて「所属部局名」・「研究代表者氏名」・「研究課題名」を公表する予定です。

10. 留意事項

- ① 経費は、本事業の趣旨を理解し、原則として、海外渡航や招聘のための旅費、共著論文の投稿費用（APC 含む）などに使用してください。
- ② 本事業により配分された支援費の次年度への繰り越しは不可とします。
- ③ 新潟大学会計規程等を順守し、適正に使用してください。
- ④ 海外への渡航は、渡航安全管理のため大学の規定に従って実施してください。
- ⑤ 研究インテグリティの確保のため、本支援事業において、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等（下記 URL を参照）を十分に確認した上で申請してください。

[新潟大学安全保障輸出管理]

<https://www.niigata-u.ac.jp/contribution/research/safety-2/>

11. 問合せ先

研究推進課研究資金係
kenkyo2@adm.niigata-u.ac.jp
内線：5642 （旭町からの場合：8+5642）